

恵庭市障害児通所給付費等支給事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月3日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第29号

恵庭市障害児通所給付費等支給事務取扱規則の一部を改正する規則

恵庭市障害児通所給付費等支給事務取扱規則(令和2年規則第30号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略)
(通所受給者証等の交付)	(通所受給者証等の交付)
第6条 市長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証(様式第6号)を前条の規定により決定の通知を受けた者に交付するものとする。 ただし、 <u>医療型児童発達支援に係る</u> 支給決定を受けた者に対しては、肢体不自由児通所医療受給者証(様式第7号)を併せて交付するものとする。	第6条 市長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証(様式第6号)を前条の規定により決定の通知を受けた者に交付するものとする。 ただし、 <u>児童発達支援のうち治療に係るものの</u> 支給決定を受けた者に対しては、肢体不自由児通所医療受給者証(様式第7号)を併せて交付するものとする。
第7条～第19条 (略)	第7条～第19条 (略)
様式第1号 (略)	様式第1号 (略)

改正案

様式第4号(第5条関係)

註式第47(第5条関係)

(2017) 年 月 日

10

總理市員

摩否見通所給付買大給決定通知書

年 月 日 に申請のありました障害児通所給付費の支給(及び)(市川市負担軽減
制・免状等)について、児童福祉法第24条の5の3及び第24条の5の7の規定に基づき下記のとおり
決定したので、受給申請を交付し通知します。

2

支 隊 署 設 置 部	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	銀行決算年月日	
近所銀行決算 位 置 有 氏 名			
銀行決算に係る 異 常 氏 名			
異 常 上 課 月 限	左の上課月限を 基 用 加 算		
多 于 特 減 可 算	無償化対象期間		

[illegible]

障害児通所支援施設決定内容

通過給付決定
經濟關係者

地付決定内容	地付決定の理由 右第○条第○項	主税の内容及び金額
附記事項		

本報中立て及び取組活動

- [illegible]

【2007-42-7】

地址: 市內所有
電話: 3333

改正案

様式第5号(第5条関係)

格式電磁(電磁気関係)
格式電磁(電磁気関係)

總丁丁 第 分
年 月 日

Figure 1

總局市長

部下決定通知書

年 月 日にや達のありました障子見越由は付食の文相及び(利用者負担削減・見込等)については、下記の理由により却下することと決定しましたので通知します。

42

1	出題事項	
2	以下の題目	

不甲申之て及び五ノ八

- [illegible]

平
地路市公所
官路

様式第5号(第5条関係)

様式第50(第5条関係)
様式第51

（日期） 年 月 日

5

白曉市長

群下決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通院給付費の支給及び(利用者負担軽減額・免除等)については、下記の理由により却下することにしたので通知します。

52

1	中国本邦	
2	以下の通り	

不眠や立て及び転倒等起す。

- [illegible]

平
恩陽市公南
電話

様式第6号(第6条関係)

[illegible][illegible]

様式第6号(第6条関係)

[illegible][illegible]

改正案

様式第7号(第6条関係)

[illegible]

様式第7号(第6条関係)

[illegible]

様式第8号(第7条関係)

(様式固定番)

障害児通所給付費決定受取申請書
利用費負担軽減減額・免除等受取申請書

当分の費 様
次のとおり申請します。

申 請 書	フリガナ 氏 名		申請年月日 年 月 日		
	氏 名		生年月日 昭和 年 月 日		
	居 住 地		個人番号 電 話 番 号		
申 請 書	フリガナ 支所申請に係る 児 童 氏 名		生年月日 平成・令和 年 月 日		
	氏 名		姓 名		
	居 住 地		個人番号 電 話 番 号		
支所申請に係る 児 童 氏 名		生年月日 平成・令和 年 月 日		姓 名	
居 住 地		個人番号 電 話 番 号		姓 名	

※「児童福祉法第115条及び第116条」第1項及び「障害児者及び児童者番号」欄は、保護者等が児童者番号を申請する場合にのみ記入すること。

申 請 書	障害児福祉 給付サービス		児童福祉法第115条の2第1項第1号	
	児童福祉法第115条の2第1項第1号		児童福祉法第115条の2第1項第1号	

変更の理由

申 請 書	変更の理由		申請に係る児童者の氏名	
	変更の理由		申請に係る児童者の氏名	
	変更の理由		申請に係る児童者の氏名	
	変更の理由		申請に係る児童者の氏名	
	変更の理由		申請に係る児童者の氏名	
	変更の理由		申請に係る児童者の氏名	

障害児生活支援計画を作成するために必要があるときは、適用範囲の範囲に関する変更取扱いの内容及び変更取扱いの全部又は一部を、児童福祉法第115条第1項第1号、第116条第1項第1号、第117条第1項第1号、第118条第1項第1号、第119条第1項第1号、第120条第1項第1号、第121条第1項第1号、第122条第1項第1号、第123条第1項第1号、第124条第1項第1号、第125条第1項第1号、第126条第1項第1号、第127条第1項第1号、第128条第1項第1号、第129条第1項第1号、第130条第1項第1号、第131条第1項第1号、第132条第1項第1号、第133条第1項第1号、第134条第1項第1号、第135条第1項第1号、第136条第1項第1号、第137条第1項第1号、第138条第1項第1号、第139条第1項第1号、第140条第1項第1号、第141条第1項第1号、第142条第1項第1号、第143条第1項第1号、第144条第1項第1号、第145条第1項第1号、第146条第1項第1号、第147条第1項第1号、第148条第1項第1号、第149条第1項第1号、第150条第1項第1号、第151条第1項第1号、第152条第1項第1号、第153条第1項第1号、第154条第1項第1号、第155条第1項第1号、第156条第1項第1号、第157条第1項第1号、第158条第1項第1号、第159条第1項第1号、第160条第1項第1号、第161条第1項第1号、第162条第1項第1号、第163条第1項第1号、第164条第1項第1号、第165条第1項第1号、第166条第1項第1号、第167条第1項第1号、第168条第1項第1号、第169条第1項第1号、第170条第1項第1号、第171条第1項第1号、第172条第1項第1号、第173条第1項第1号、第174条第1項第1号、第175条第1項第1号、第176条第1項第1号、第177条第1項第1号、第178条第1項第1号、第179条第1項第1号、第180条第1項第1号、第181条第1項第1号、第182条第1項第1号、第183条第1項第1号、第184条第1項第1号、第185条第1項第1号、第186条第1項第1号、第187条第1項第1号、第188条第1項第1号、第189条第1項第1号、第190条第1項第1号、第191条第1項第1号、第192条第1項第1号、第193条第1項第1号、第194条第1項第1号、第195条第1項第1号、第196条第1項第1号、第197条第1項第1号、第198条第1項第1号、第199条第1項第1号、第200条第1項第1号、第201条第1項第1号、第202条第1項第1号、第203条第1項第1号、第204条第1項第1号、第205条第1項第1号、第206条第1項第1号、第207条第1項第1号、第208条第1項第1号、第209条第1項第1号、第210条第1項第1号、第211条第1項第1号、第212条第1項第1号、第213条第1項第1号、第214条第1項第1号、第215条第1項第1号、第216条第1項第1号、第217条第1項第1号、第218条第1項第1号、第219条第1項第1号、第220条第1項第1号、第221条第1項第1号、第222条第1項第1号、第223条第1項第1号、第224条第1項第1号、第225条第1項第1号、第226条第1項第1号、第227条第1項第1号、第228条第1項第1号、第229条第1項第1号、第230条第1項第1号、第231条第1項第1号、第232条第1項第1号、第233条第1項第1号、第234条第1項第1号、第235条第1項第1号、第236条第1項第1号、第237条第1項第1号、第238条第1項第1号、第239条第1項第1号、第240条第1項第1号、第241条第1項第1号、第242条第1項第1号、第243条第1項第1号、第244条第1項第1号、第245条第1項第1号、第246条第1項第1号、第247条第1項第1号、第248条第1項第1号、第249条第1項第1号、第250条第1項第1号、第251条第1項第1号、第252条第1項第1号、第253条第1項第1号、第254条第1項第1号、第255条第1項第1号、第256条第1項第1号、第257条第1項第1号、第258条第1項第1号、第259条第1項第1号、第260条第1項第1号、第261条第1項第1号、第262条第1項第1号、第263条第1項第1号、第264条第1項第1号、第265条第1項第1号、第266条第1項第1号、第267条第1項第1号、第268条第1項第1号、第269条第1項第1号、第270条第1項第1号、第271条第1項第1号、第272条第1項第1号、第273条第1項第1号、第274条第1項第1号、第275条第1項第1号、第276条第1項第1号、第277条第1項第1号、第278条第1項第1号、第279条第1項第1号、第280条第1項第1号、第281条第1項第1号、第282条第1項第1号、第283条第1項第1号、第284条第1項第1号、第285条第1項第1号、第286条第1項第1号、第287条第1項第1号、第288条第1項第1号、第289条第1項第1号、第290条第1項第1号、第291条第1項第1号、第292条第1項第1号、第293条第1項第1号、第294条第1項第1号、第295条第1項第1号、第296条第1項第1号、第297条第1項第1号、第298条第1項第1号、第299条第1項第1号、第300条第1項第1号、第301条第1項第1号、第302条第1項第1号、第303条第1項第1号、第304条第1項第1号、第305条第1項第1号、第306条第1項第1号、第307条第1項第1号、第308条第1項第1号、第309条第1項第1号、第310条第1項第1号、第311条第1項第1号、第312条第1項第1号、第313条第1項第1号、第314条第1項第1号、第315条第1項第1号、第316条第1項第1号、第317条第1項第1号、第318条第1項第1号、第319条第1項第1号、第320条第1項第1号、第321条第1項第1号、第322条第1項第1号、第323条第1項第1号、第324条第1項第1号、第325条第1項第1号、第326条第1項第1号、第327条第1項第1号、第328条第1項第1号、第329条第1項第1号、第330条第1項第1号、第331条第1項第1号、第332条第1項第1号、第333条第1項第1号、第334条第1項第1号、第335条第1項第1号、

表紙裏面(中)	主治医の氏名	医局棟壁名	
	用 意 地	電 話 番 号	

申請者 の 氏 名 職 業 の 種 別	☐ 1 長野上信地区に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (あてはまるものに○をつける。いずれにもあてはまらない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村長推薦候補者に関する者 3 市町村長推薦世帯(所得が25万円未満)に関する者
	☐ 2 生活保護への移行予知措置(自己負担減免措置、補正給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予知措置 ☐ 自己負担減免措置 ☐ 補正給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務局が発行する当落者対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を照会できる書類を添付して申請すること。

申請者提出書	☒ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)
氏 名	申請者との関係
姓 名	〒
住 所	電話番号

様式第8号(第7条関係)

障害児通所給付費支給変更申請書 利用者負担軽減減額・免除等決定申請書				(様式第8号)
児童の氏名 次のとおり申請します。		申請年月日 年 月 日		
申 請 者	フリガナ 氏 名	生年月日	昭和 年 月 日	
	居 住 地	電話番号		
	支給申請に係る 児童氏名	生年月日	平成 年 月 日	
	児童氏名	性別		
	児童住所 (市町村別)	児童所属 学 校	保護者住所 (市町村別)	保護者 姓 名
被扶養親縁の世帯及び番号(30)		保護者名及び番号(06)		
※「被扶養親縁の世帯及び番号」欄及び「保護者名及び保護者番号」欄は、扶養上自立交通手段等を申請する場合記入する。				
サービスを受ける 児童の氏名	障 害 種 別 障 害 サービス	利用者のサービスの種類と内容等		
	実家の所在地			
福祉サービス 担当者	支援の種類	申請に係る具体的内容		
	☐ 完全発達支援			
	☐ 欲求後援サービス			
	☐ 聴覚手話知能児童発達支援			
	☐ 保育所等特別支援			
障害児支援計画策定を成すために必要があるときは、運用支援の利用に関する要約書類の提出及び照会費受取の交付又は一部を。意思決定から指定障害児相談支援事業、過剰支援事業等若しくは障害児入所施設等の関係人に提供することと同意します。				
申請者署名				

年 月 日	主治医の氏名	医局棟梁名
	所 在 地	常任医局

☐ D 1 負担上乗し額に関する認定
 下記の部分の適用を申請します。
 (あくはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。)
 1. 生活保護受給者等
 2. 西村村農政課社会室に属する者
 3. 西村村農政課社会室(港畔町25万坪未満)に属する者

☐ E 生活保護への移行予約措置(自己負担免除措置、補正給付の特例措置)に関する認定
 生活保護への移行予約措置 ☐ 自己負担免除措置 ☐ 補正給付の特例措置 を申請します。
 ※ 福祉事務所が執行する成年监护対象者証明書が必要となります。

いずれも、事業関係書類から必要な資料を添付して申請すること。

申請書提出者	申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)	
氏 名		申請者との関係
住 所		

申請書

現行

様式第13号(第12条関係)

様式第13号(第12条関係)

様式第13号

サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書提出依頼書

恵子 第 号
年 月 日

〒

恵 庭 市 長 様

様

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（第22条第4項 第24条第3項 第51条の7第4項）・児童福祉法（第21条の5の7第4項 第21条の5の8第3項）の規定に基づき、支給（給付）多額決定を行うに当たって、サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書の提出を求めます。

提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

- ・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
- ※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出不要。
- ・計画相談支援・障害児相談支援価格（変更）届出書
- ※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援・障害児相談支援を終了する事業者変更がない場合は、提出不要。

提出先 恵庭市 住所

電話番号 0123-32-3131（内線 ）

提出期限 年 月 日

改正案

様式第13号(第12条関係)

様式第13号(第12条関係)

様式第13号

サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書提出依頼書

(記号) 第 号
年 月 日

〒

恵 庭 市 長 様

様

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（第22条第4項 第24条第3項 第51条の7第4項）・児童福祉法（第21条の5の7第4項 第21条の5の8第3項）の規定に基づき、支給（給付）多額決定を行うに当たって、サービス等利用計画書・障害児支援利用計画書の提出を求めます。

提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

- ・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
- ※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出不要。
- ・計画相談支援・障害児相談支援価格（変更）届出書
- ※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援・障害児相談支援を終了する事業者変更がない場合は、提出不要。

提出先 恵庭市 住所

電話番号 0123-32-3131（内線 ）

提出期限 年 月 日

様式第14号(第13条関係)

様式第14号(第13条関係)

様式第14号

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

恵 庭 市 長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	申請・支払 期限 年 月 日
	氏 名			
申請者	フリガナ		生年月日	申請・支払 期限 年 月 日
	氏 名			
住所				
電話番号				

申請書提出者 ☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）

フリガナ		申請者 との関係
氏 名		
住所		電話番号

様式第14号(第13条関係)

様式第14号(第13条関係)

様式第14号

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

恵 庭 市 長 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	申請・支払 期限 年 月 日
	氏 名			
申請者	フリガナ		生年月日	申請・支払 期限 年 月 日
	氏 名			
住所				
電話番号				

申請書提出者 ☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）

フリガナ		申請者 との関係
氏 名		
住所		電話番号

改正案

様式第15号(第13条関係)

格式第150 (第13条関係)

樣式第 1 〇 号

計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書													
患 者 氏 名 姓 名 次のとおり届け出します。 届出年月日 年 月 日 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; width: 60%;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">区分</td> <td style="width: 70%; padding: 5px;">新設・変更</td> </tr> </table>					区分	新設・変更							
区分	新設・変更												
申 請 者	フリガナ		生年月日	明治 大正 昭和 年 月 日									
	氏 名												
	居住 地	〒 電話番号											
	フリガナ		生年月日	平成・令和 年 月 日									
	申請に係る 児童氏名		続柄										
計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">フリガナ</td> <td style="width: 45%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">事業所名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住 所</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;"> 〒 電話番号 </td> </tr> </table>					フリガナ			事業所名			住 所	〒 電話番号	
フリガナ													
事業所名													
住 所	〒 電話番号												
指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）													
受入年月日 年 月 日													

様式第15号(第13条関係)

註文第18号(第12条関係)

様式第 16 号

計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

患 者 名 氏 様

次のとおり届け出します。

届出年月日 年 月 日

	フリガナ		生年月日	昭和 平成 年 月 日
申 請 者	氏 名	個人番号：		
	居住 地	〒		
		電話番号		

	フリガナ		生年月日	平成・令和 年 月 日
申 請 に 係 る 児 童 名 氏 名	に係る 児 童 名 氏 名	個人番号：	続柄	

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名

フリガナ	
事業所名	

住所

住所	〒
電話番号	

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）

届出年月日 年 月 日

様式第16号(第13条関係)

様式第16-C(第13次関係)

出 行 年 月 日

包頭市供

計開相較文憑給付費・障害児相較文憑給付費支給(部下)通知書

調査者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条の7第1項、児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援費、障害児相談支援費の支給について、下記のとおり通知します。

[illegible]

本欄を立て及び行の数を

- [illegible]

【例題】 $\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{4} \times \frac{1}{5} \times \frac{1}{6} \times \frac{1}{7} \times \frac{1}{8} \times \frac{1}{9} \times \frac{1}{10}$

平 政理市公利 24

様式第16号(第13条関係)

様式第16号(第13条関係)

（記号） 年 月 日

42

江蘇市產

計開和版文據給付費，除否況和版文據給付費文給(却下)通知審

陳吉青の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項、児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、新調和親友援給付費・陳吉青所和親友援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

[illegible]

不願せしめて及び私情を計。

- [illegible]

【2013年12月14日】

地址：市公所 電話：二四

改正案

様式第17号(第13条関係)

柱式第17号(山口県関係)

(註) 第 7 号

44

總匯市價

モニタリング期間変更通知書

継続サービス利用と併・継続障害児支援利用について、下記のとおり変更の決定をしましたのでお知らせします。

鎌倉福祉サービス 受給者番号				障害福祉サービス 受給者番号			
通所受給者番号							
実親に係る鎌倉市 (市)受給者				実親に係る 受給者氏名			
実親の 〒エタダシテ型関							
鎌倉福祉サービス 受給者、特設施設 受給者番号又は通所 受給者番号の提出先 及び住所		提出先:		提出先:			

様式第18号(第13条関係)

杨式太极拳《第四套拳》

(2017) 第 10 卷 第 1 期

9

目錄

計開相關文據拾付費，俾各受相關文據拾付費文據取清通知書

研究者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条の17第1項、児童福祉法第24条の2第6項の規定に基づき、特別相談支援給付費、障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定するものと通知します。

[illegible]

下図のように、各点の距離が

- [illegible]

【お題のヒント】

電話

様式第19号 (略)

.....

- ① ②の両方に該当するものである。この両方の要件を満たすことを満たしたければ、私権として認められる。認められる限り、侵害行為として認定されることとなる。したがって、この侵害行為が成立したことを認めれば、私権侵害として認定されることとなるのである。①②の両方に該当するものである。この両方の要件を満たすことを満たしたければ、私権として認められる。認められる限り、侵害行為として認定されることとなる。したがって、この侵害行為が成立したことを認めれば、私権侵害として認定されることとなるのである。

現行	改正案														
様式第22号(第15条関係) 様式第22号(第15条関係) 様式第22号 様式第22号 障害福祉サービス増量委託通知書 送す第 年 月 日 事業所代表者 様 岩槻市子ども支援部長 印 児童福祉法第21条の6の規定により、障害福祉サービスについて次のとおり委託しますので通知します。 記 1 児童氏名 2 納量決定年月日 3 支給月額 4 障害福祉サービスの内容 <table><thead><tr><th>種 類</th><th>支 給 額</th><th>費用徴収額</th></tr><tr><td></td><td></td><th>扶養義務者</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>特</td></tr><tr><td></td><td></td><td>特</td></tr><tr><td></td><td></td><td>特</td></tr></tbody></table>	種 類	支 給 額	費用徴収額			扶養義務者			特			特			特
種 類	支 給 額	費用徴収額													
		扶養義務者													
		特													
		特													
		特													

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。